

○鹿屋市空き家等バンク登録物件改修事業補助金交付要綱

平成27年3月25日告示第37号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空き家等を有効活用して本市への定住促進及び地域の活性化を図るため、空き家等バンク登録台帳に登録された物件（以下「登録物件」という。）の改修工事及び改修（以下「改修工事等」という。）を行った者に対して、予算の範囲内において鹿屋市空き家等バンク登録物件改修事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、鹿屋市空き家等情報登録制度実施要綱（平成27年鹿屋市告示第34号）で使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、物件登録者又は利用登録者とし、それぞれ別表第1に定める要件を満たさなければならない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2に掲げる登録物件の改修工事等に要する経費（次条第2号の場合にあつては、原材料費に限る。）とする。ただし、補助金の交付を申請する日の属する年度内に完了する改修工事等に限る。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を限度としていずれかの額を交付する。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 物件登録者が市内業者との請負契約により登録物件の改修工事を行う場合（同一の登録物件に限る。） 50万円
- (2) 利用登録者が自ら登録物件の改修を行う場合（登録物件の賃貸借契約1件につき1回限り） 30万円

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、登録物件の改修工事等着手前に鹿屋市空き家等バンク登録物件改修事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提

出しなければならない。

- (1) 住宅改修工事等事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 住宅改修工事等の見積書
- (3) 同意書（別記第3号様式）
- (4) 住宅DIY等見積書（別記第4号様式。申請者が利用登録者の場合に限る。）
- (5) 入居者全員の移住前の住民票
- (6) 賃貸借契約書の写し
- (7) 所有者等の住宅改修承諾書（別記第5号様式。申請者が利用登録者の場合に限る。）
- (8) 申請者が、物件登録者の場合にあつては誓約書（物件登録者用）（別記第6号様式）、利用登録者の場合にあつては誓約書（利用登録者用）（別記第6号の2様式）
- (9) その他市長が必要と認める書類
（実績報告）

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、登録物件の改修工事等が完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、鹿屋市空き家等バンク登録物件改修事業補助金実績報告書（別記第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 登録物件の改修工事に係る契約書（第5条第1号の場合に限る。）又は内訳書及び領収書の写し
- (2) 改修前後の登録物件の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類
（補助金の返還）

第8条 市長は、交付決定者が、この要綱に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたと認めた場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。
（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月25日告示第156号）

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成30年11月26日告示第286号）

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（令和3年3月23日告示第93号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第88号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第157号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月19日告示第361号）

この要綱は、令和5年11月1日から施行し、改正後の鹿屋市空き家等バンク登録物件改修事業補助金交付要綱の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則（令和6年3月25日告示第88号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	要件
物件登録者	(1) 登録物件の賃貸借契約を締結し、当該賃貸借契約の日から6か月を経過していないこと。 (2) 市税等の滞納がないこと。 (3) 改修工事の請負業者は、市内に本店、支店又は営業所等を有する法人又は住所を有する個人業者で、市税の滞納がないこと。ただし、特段の事情がある場合は、この限りでない。
利用登録者	(1) 登録物件の賃貸借契約を締結し、当該賃貸借契約の日から6か月を経過していないこと。 (2) 登録物件の所有者等の3親等以内の親族でないこと。 (3) 市税等の滞納がないこと。 (4) 町内会に加入し、地域の行事等に積極的に参加するよう努めること。 (5) 補助金の交付を受け改修した登録物件に、補助金の交付を受けた日から3年以上定住する意思があること。

別表第2（第4条関係）

分類	工事内容	対象範囲
----	------	------

屋根	塗装の塗り替え	塗装の塗り替え（仮設足場の設置を含む。）
	瓦等のふき替え	下地、破風、軒先等の修繕及び補修、瓦等のふき替え（当該工事により生じた廃材の処分及び仮設足場の設置を含む。）
	防水工事	屋根のシート防水、塗膜防水等（仮設足場の設置を含む。）
外壁	塗装の塗り替え	塗装の塗り替え（仮設足場の設置を含む。）
	外壁の改修	サイディング、下見板、モルタル壁、下地等の修繕及び補修（当該工事により生じた廃材の処分及び仮設足場の設置を含む。）
居室等	間取りの変更	部屋の分割及び合体並びにコンセントの設置（当該工事により生じた廃材の処分を含む。）
	補強工事	耐震補強工事
床	畳及び床の張り替え	畳、フローリング、塩ビシート等の張り替え及び交換並びにベランダ、下地板、根太等の修繕及び補修（当該工事により生じた廃材の処分を含む。）
	屋内の段差解消	床のかさ上げ、フローリングの増張等
	断熱改修	断熱材の施工
壁及び天井	壁紙、タイル等の張り替え	塗壁、壁紙、化粧合板等の張り替え（当該工事により生じた廃材の処分及び仮設足場の設置を含む。）
	建具等の交換及び設置	ふすま、障子、内窓その他の建具等の交換及び設置、エアコン等の取り外し等（当該工事により生じた廃材の処分を含む。）
	断熱改修及び耐震改修	断熱材の施工、耐震補強工事等（仮設足場の設置を含む。）
台所	台所の改修	換気扇、システムキッチン、シンク等の交換、床、壁及び天井の張り替え（当該工事により生じた廃材の処分を含む。）
浴室等	浴室及びトイレ洗面所	床、壁及び天井の張り替え、システムバス、浴槽、便器

	の改修	等の交換等(当該工事により生じた廃材の処分を含む。)
感染予防に関する工事	部屋全体につながる換気設備の設置	24時間換気扇の改修
	テレワークに関するスペース等の設置	インターネット環境の整備に伴う電気及び通信の宅内配線工事
省エネ化に関する改修	L E D及びセンサー付き照明器具の設置	L E D及びセンサー付き照明器具への交換。ただし、電気工事を伴うものに限る。
	エコキュートの設置	エコキュートへの交換(当該工事により生じた廃材の処分を含む。)
	太陽熱温水器の設置	住宅の敷地内並びに住宅及び付属車庫の屋根への設置工事(仮設足場の設置を含む。)
	I Hヒーターの設置	ガスからI Hヒーターへの交換。ただし、電気工事を伴うものに限る。
	住宅の省エネに向けた屋根、壁及び開口部の断熱改修等	断熱効果の高い樹脂サッシ、ペアガラス等への交換、断熱材の施工等(仮設足場の設置を含む。)
衛生関係	シロアリ駆除	シロアリ駆除(同表に規定する他の工事と併せて行う場合に限る。)
	ハウスクリーニング	床、壁、天井、設備等の清掃(同表に規定する他の工事と併せて行う場合に限る。)
その他市長が適当と認める工事		